

香川県営業時間短縮協力金（第10次）本申請 【申請受付要項】

令和4年3月24日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、香川県が行った、令和4年2月14日（月）午前0時から3月6日（日）午後12時までの営業時間短縮等の要請に全面的に応じていただいた県内に店舗を有する飲食事業者の皆様に、香川県営業時間短縮協力金（第10次）（以下「協力金」という。）をお支払いするものです。

2 支払い対象・支払い要件

【支払い対象】

香川県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主の方が対象です。

ただし、支払い対象とならない場合がありますので7ページをご覧ください。

【支払い要件】

➤ 令和4年2月14日（月）午前0時から3月6日（日）午後12時までの営業時間短縮等の要請期間を通して、営業時間等を次のとおりとしたこと

①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店

次の①又は②のいずれかの営業時間短縮等の内容を選択できますが、要請期間を通じ選択された内容に対応する方法に固定して、協力金の額を計算します。

① 営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）は午後8時までとしたこと

※ ただし、通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

② 営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行っていないこと

※ ただし、通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

②「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を受けていない店舗（以下「非認証店」）

営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行っていないこと

※ ただし、通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

- 1日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。
- 営業時間短縮等の要請に応じて臨時休業とした場合は、定休日や予め決めていた店休日を除いて対象となります。
- 通常の営業時間が午後9時を超えている認証店が、1日でも営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとした場合には、全期間その営業時間短縮等の内容を選択した場合の協力金（売上高方式の場合2万5千円から7万5千円）をお支払いすることとなります。
- 通常の営業時間が午後9時までの認証店が、1日でも午後9時までの時短営業（酒類の提供は午後8時まで）を選択した場合は、全期間支払い対象となりません。
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けたこと（認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く。）
- 申請する店舗すべてで営業時間短縮等の要請期間の開始日（2月14日（月））より前に1日以上営業期間があり、感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること
- 早期支払いを受けた店舗については、売上高方式（※）による算定を行うこと
※ 売上高方式とは、協力金を算定する際に前年、前々年又は前々々年の1日当たりの売上高に基づいて協力金の額を算定する方式のこと

3 支払い額

- ・ 店舗ごとの協力金の額は、次の方法で計算します。

$$\frac{\text{「店舗ごとの協力金の額」}}{\text{「1日当たりの協力金の額」}} = \text{「要請に応じた日数」}$$

※ 「要請に応じた日数」には、定休日や営業時間短縮等の要請前に店休日としていた日は含みません。

- ・ 1事業者が、対象となる店舗を複数営業している場合、支払い要件を満たした各店舗の支払い額を合算した額が支払い額となります。
- ・ 第10次の協力金の早期支払いを受けている場合は、売上高方式により算定した協力金の金額から協力金早期支払い分（1店舗ごとに定額15万円）を差し引いた額が支払い額となります。

1日当たりの協力金の額の求め方

「かがわ安心飲食店認証制度」の**認証店**が、営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を午後8時までとしたこと。

※ 通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

売上高区分 対象区分		前年、前々年又は前々々年の1日当たりの飲食業売上高 (税抜き) (※1)		
		8万3,333円 以下	8万3,333円超 ～ 25万円以下	25万円超
中小企業	【売上高方式】	2万5千円	2万5千円～7万5千円 <計算方法> 「1日当たりの 飲食業売上高 × 0.3」 (1千円未満は切り上げ)	7万5千円
	【売上高減少額方式】	<計算方法> 前年、前々年又は前々々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額 (※2) × 0.4 (1千円未満は切り上げ) ただし、 「20万円」又は 「前年、前々年若しくは前々々年の 1日当たりの飲食業売上高×0.3」(1千円未満は切り上げ) のいずれか低い額が1日当たりの上限額		
大企業 【売上高減少額方式】		<計算方法> 前年、前々年又は前々々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額 (※2) × 0.4 (1千円未満は切り上げ) ただし、 「20万円」又は 「前年、前々年若しくは前々々年の 1日当たりの飲食業売上高×0.3」(1千円未満は切り上げ) のいずれか低い額が1日当たりの上限額		

「非認証店」又は「認証店」が、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行っていないこと。

※ 通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、協力金の支払い対象となりません。

売上高区分 対象区分		前年、前々年又は前々々年の1日当たりの飲食業売上高 (税抜き)(※1)		
		7万5,000円 以下	7万5,000円超 ～25万円以下	25万円超
中小企業	【売上高 方式】	3万円	3万円～10万円 <計算方法> 「1日当たりの 飲食業売上高 × 0.4」 (1千円未満は切り上げ)	10万円
個人事業主	【売上高 減少額 方式】	<計算方法> 前年、前々年又は前々々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額(※2) × 0.4 (1千円未満は切り上げ)		
大企業	【売上高減少額方式】			

※1 「飲食業売上高」は、飲食業以外の事業や営業時間短縮の協力要請の対象とならない事業（テイクアウトや物品販売等）に関する売上を除いて計算してください。

ただし、次の場合には、これらの飲食業以外の事業等の売上について、飲食業の売上高に含めて計算することも可能です。

- ① 飲食業以外の事業が、飲食業に付随する小規模のものである場合
- ② 飲食業を行わなければ単独で成立しがたいものである場合等により、当該飲食業と切り離して当該飲食業以外の事業を単独で行うことが困難であり、飲食業に対する営業時間短縮要請の影響を必然的に受ける場合

※2 「1日当たりの飲食業売上高減少額」は、前年、前々年又は前々々年の「飲食業売上高を参照する期間」における1日当たりの飲食業売上高から、本年の「時短要請期間」における1日当たりの飲食業売上高を控除して計算します。

「飲食業売上高を参照する期間」と「時短要請期間」の組み合わせは、次の①～⑥のいずれかとなります。

	選択方式	飲食業売上高を参照する期間	時短要請期間
①	月単位方式	令和3年2月及び3月	令和4年 2月及び3月
②		令和2年2月及び3月	
③		平成31年2月及び3月	
④	時短要請期間方式	令和3年2月14日から3月6日まで	令和4年 2月14日から3月6日
⑤		令和2年2月14日から3月6日まで	
⑥		平成31年2月14日から3月6日まで	

例外として、以下の方法で1日当たりの飲食業売上高を計算することも可能です。(特例適用)

【平均方式（年間売上高による申請）】 ※中小企業・個人事業主のみ

○ 前年、前々年又は前々々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合、例外的に次の方法で1日当たりの飲食業売上高等を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。

- ・ $\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高} = \text{事業者全体の飲食業売上高} \div \text{店舗の数}$
- ・ $\text{1日当たりの飲食業売上高} = \frac{\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高}}{\text{年間の日数 (休業日 (定休日などの店休日) を除く)}}$

【新規開店特例】 ※大企業を含む

○ 時短要請月（2月及び3月）を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年、前々年又は前々々年の飲食業売上実績が無い場合は、例外的に次の方法で1日当たりの飲食業売上高を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。

$$\begin{aligned} & \text{売上高を参照する期間の1日当たりの飲食業売上高} \\ & = \frac{\text{開店の日から時短要請期間の開始日の前日 (2月13日) までの期間の飲食業売上高の合計}}{\text{同期間の営業日数 (休業日を除く)}} \end{aligned}$$

【合併・法人成り・事業承継特例】

○ 合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する前年、前々年又は前々々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合には、前年、前々年又は前々々年の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の額を計算することを認めます。

【罹災特例】

○ 前年、前々年又は前々々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々々年の時短要請月（期間）の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の額を計算することを認めます。

【中小企業、個人事業主の方へ】

通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が「営業時間を午前5時から午後9時までの時間帯内とし、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択した場合、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が8万3,333円以下であれば、売上高方式で算出した1日当たりの協力金の額は2万5千円（下限額）です。

また、通常の営業時間が午後8時を超えている非認証店又は認証店が「営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供を行わないとする営業時間短縮等の内容」を選択した場合、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が7万5千円以下であれば、売上高方式で算出した1日当たりの協力金の額は3万円（下限額）です。

これらの場合には、店舗毎の営業時間短縮等の内容により、1店舗当たりの協力金として、下限額（2万5千円又は3万円）× 要請に応じた日数をお支払いします（協力金の早期支払いを受けている場合は、早期支払い分を差し引いた額となります。）。

1日当たりの協力金の額が下限額の申請の場合には、売上高計算シートの作成や売上帳等の写しの提出は不要です。

【中小企業の定義について】

中小企業基本法第2条の規定により、次の表のとおり、その事業者が営む主たる事業の区分に応じ、資本金と従業員数で判断します。

なお、個人事業主は中小企業と同じ取扱いです。

業種（具体例）	① 又は ②のいずれかを満たせば中小企業	
	①資本金	②常時使用する従業員
サービス業 (宿泊業、マージャン店、カラオケ店など)	5,000万円 以下	100人 以下
小売業 (飲食店)		50人 以下

※ 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の考え方については、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としており、次の者は「常時使用する従業員」には含みません。

- ・会社役員及び個人事業主本人
- ・日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・2か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用された場合は算入する）

【支払い対象とならない場合】

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者は、協力金の支払い対象となりません。

- （ア） 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- （イ） 香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号（※）に掲げる者
- （ウ） （ア）、（イ）に掲げる者のほか、支払いをすることが適当でないとし事が認める者

※ 香川県補助金等交付規則

第 5 条の 2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

以下の（エ）～（ク）のいずれかに該当する店舗は、協力金の支払い対象となりません。

- （エ） 既にこの協力金（第 10 次）の支払いを受けた店舗（この協力金（第 10 次）の支払いは 1 店舗につき 1 回に限ります。同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても、複数回の申請はできません。ただし、早期支払い分と本申請分をあわせて 1 回とします。）
- （オ） 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- （カ） コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りが営業主体と認められる店舗
- （キ） 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- （ク） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

4 申請に必要な書類（提出書類）

申請書類は、A 4 の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

(1) 香川県営業時間短縮協力金（第10次）本申請 申請書（第1号様式）

【記載例 P. 23～24】

共通

- 「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- 手書きの場合、ペン又はボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可）
- 複数の店舗において支払い要件を満たした場合、店舗ごとに必要となる様式（別紙1）及び別紙2若しくは別紙3、又は別紙6及び別紙7若しくは別紙8を作成し、全店舗分をまとめて記載し提出してください。

(2) 店舗ごとの協力内容について別紙1又は別紙6

【記載例 P. 25～27】

共通

- 店舗ごとに作成してください。
- 通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、1日でも営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとした場合には、全期間その営業時間短縮等の内容を選択した場合の協力金をお支払いすることとなりますので、別紙1から別紙5までの該当する様式を用いて協力金申請額を計算し提出してください。
- 通常の営業時間が午後8時を超えている「非認証店」又は「認証店」が、営業時間を午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容（要請に応じて臨時休業した場合を含む。）を全期間を通して選択した場合には、別紙6から別紙10までの該当する様式を用いて協力金申請額を計算し提出してください。

(3) 店舗ごとの協力金申請額を計算する際に必要となる書類

選択

- 店舗ごとに営業時間短縮等の内容（「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店は選択可能）、算定方式（売上高方式、売上高減少方式）に応じた書類の提出が必要になります。
- 中小企業又は個人事業主であり、通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が8万3,333円以下であれば、売上高方式で算出した1日当たりの協力金の額は2万5千円（下限額）です。
【A】欄のとおり、「店舗ごとの協力金申請額計算別紙2」により、協力金申請額を計算し提出してください。
なお、前年、前々年又は前々々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が8万3,333円を超え、売上高方式で算出する場合は【B】欄を参照のうえ、協力金申請額を計算し提出してください。
- 大企業であり、通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、売上高減少額方式で算出するため、【B】及び【C】の欄を参照のうえ、協力金申請額を計算し提出してください。（中小企業又は個人事業主も選択可）

【 **㊤** 】 【記載例 P. 28】

- ①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店
- ②「営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高方式を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）以下の場合（協力金の額が1店舗1日当たり2万5千円の場合）

➤ 店舗ごとの協力金申請額計算 別紙2

（店舗1日当たりの協力金の額は、2万5千円となります。）

【 **㊦** 】 【記載例 P. 29】

- ①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店
- ②「営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高方式を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）を超える場合

（月単位方式を選択する場合）

➤ 店舗ごとの協力金申請額計算 別紙2、売上高計算シート①

前年、前々年又は前々々年の2月及び3月の飲食業売上高が確認できる 売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書（※）の写し

➤ 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次から第9次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。）

（時短要請期間方式を選択する場合）

➤ 店舗ごとの協力金申請額計算 別紙2、売上高計算シート①

➤ 前年、前々年又は前々々年の2月14日から3月6日までの飲食業売上高が確認できる 売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書（※）の写し

➤ 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（前記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次から第9次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。）

※ 確定申告書の写しについては「(7) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し」を参考にしてください。 同じものとなる場合は、1部提出してください。

【 ㉔ 】 【記載例 P. 30】

- ①「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店
- ②「営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）を午後8時までとする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合
【 ㉔ 】に加え、これら書類の提出が必要です。

（月単位方式を選択する場合）

- 店舗ごとの協力金申請額計算（売上高減少額方式）別紙3、売上高計算シート②-1、②-2
- 本年2月及び3月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（時短要請期間方式を選択する場合）

- 店舗ごとの協力金申請額計算（売上高減少額方式）別紙3、売上高計算シート②-1、②-2
- 本年の2月14日から3月6日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

【 ㉕ 】 【記載例 P. 33】

- ①「非認証店」又は下記②を選択した「認証店」
- ②「営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高方式を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が7万5,000円（税抜き）以下の場合（協力金の額が1店舗1日当たり3万円の場合）

- 店舗ごとの協力金申請額計算別紙7

（1店舗1日当たりの協力金の額は、3万円となります。）

【 E 】 【記載例 P. 34】

- ①「非認証店」又は下記②を選択した「認証店」
- ②「営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高方式を選択し、前年、前々年又は前々々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が7万5,000円（税抜き）を超える場合

（月単位方式を選択する場合）

- 店舗ごとの協力金申請額計算^{別紙7}、売上高計算シート①
- 前年、前々年又は前々々年の2月及び3月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書（※）の写し
- 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次から第9次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。）

（時短要請期間方式を選択する場合）

- 店舗ごとの協力金申請額計算^{別紙7}、売上高計算シート①
- 前年、前々年又は前々々年の2月14日から3月6日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書（※）の写し
- 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次から第9次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。）

※ 確定申告書の写しについては「(7) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し」を参考にしてください。同じものとなる場合は、1部提出してください。

【 F 】 【記載例 P. 35】

- ①「非認証店」又は下記②を選択した「認証店」
- ②「営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供なしとする営業時間短縮等の内容」を選択
- ③売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合
【 E 】に加え、これら書類の提出が必要です。

（月単位方式を選択する場合）

- 店舗ごとの協力金申請額計算（売上高減少額方式）^{別紙8}、売上高計算シート②-1、②-2
- 本年2月及び3月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（時短要請期間方式を選択する場合）

- 店舗ごとの協力金申請額計算（売上高減少額方式）^{別紙8}、売上高計算シート②-1、②-2
- 本年の2月14日から3月6日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- 上記期間中の休業日（定休日や不定休による店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

(4) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し

該当者のみ

- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所が、申請者の現住所と一致する本人確認書類の写しを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。
 - マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。
- (注意) マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

〔第2次から第9次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

(5) 協力金の振込口座の通帳等の写し

共通

- 振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人名義の口座に限ります。
- 預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しを写真等貼付台紙に貼付してご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

〔第2次から第10次（第10次については早期支払い分）の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

(注意) 振込口座を変更した場合は必ず、通帳等の写しをご提出ください。

(6) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し

共通

- 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写しを提出してください。

(注意) 営業許可証の期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効であることが必要です。

- 複数店舗の申請をする場合、店舗ごとの営業許可証の写しを提出してください。

〔第2次から第9次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

(7) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し

共通

- 税務署等に提出した以下の書類の写しがそれぞれ必要です。
(税務署等の受付印の有無は問いません。)
- 新たな事業年度の確定申告を行った場合は、必ず、直近の確定申告書の写しを提出してください。

〔第2次から第9次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

【法人の場合】

(県内に主たる事務所を有する法人)

- 法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写し【P.17～18 参照】
- 法人事業概況説明書（1頁～2頁）の写し【P.19 参照】
(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」の写し)

(県外に主たる事務所を有する法人)

- 香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し
【P.20 参照】

(注意) 当該法人の場合は、提出書類のうち「確定申告書」を「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」に読み替えて適用し、前年、前々年又は前々々年の「確定申告書」についても同様とします。

(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、香川県県税事務所に提出した「法人(設立・異動)届」の写し)

【個人事業主の場合】マイナンバーの部分を全て黒塗りしてください

(青色申告の場合)

- 所得税及び復興特別所得税の申告書B(第一表)の写し【P.21 参照】
- 所得税青色申告決算書(1頁)の写し【P.22 上表参照】

(白色申告の場合)

- 所得税及び復興特別所得税の申告書B(第一表)の写し【P.21 参照】
- 収支内訳書(1頁)の写し【P.22 下表参照】

(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し
所得税の確定申告が必要とされていない場合は、「市民税・県民税申告書」の写し)

(8) 申請店舗の外観・内観の写真等

共通

- 申請しようとする店舗で営業している事実、店休日、営業時間・酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)の状況、感染防止対策等の事実が確認できるものを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。

- 1枚の写真で下記のうち複数の項目が確認できる場合は、1枚の写真を複数項目の写真として共用いただいて結構です。

(例) 店舗の外観と営業時間短縮の貼紙、酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)の状況がわかる貼紙が1枚の写真で確認できる場合等

- ①店舗の外観の写真(営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの)
- ②店舗の内観の写真(営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの)
- ③営業時間短縮の状況(貼紙を掲示したもの等)がわかる写真、ホームページやSNSの印刷、チラシ等
- ④酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)の時間又は行っていないこと(貼紙を掲示したもの等)がわかる写真、ホームページやSNSの印刷、チラシ等
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン(業種別ガイドライン)等の遵守を確認できる写真(ガイドラインの遵守を宣言する貼紙の掲示など)

(9) 誓約書 (第2号様式) 【記載例 P. 39】

共通

- 誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

(10) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書 (第3号様式)

【記載例 P. 40】

共通

- 申請者と飲食店等営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、申立書を添付してください。
- 申立書には申請者と飲食店等営業許可証を受けた者の両者が自筆で署名をしてください。
- 複数店舗の申請をする場合、両者が異なるすべての店舗について申立書が必要です。

(11) (該当者のみ) 平均方式 (年間売上高による申請) を用いる
中小企業・個人事業主の場合に必要な書類 【記載例 P. 31、36】

該当者のみ

(注意) 前年、前々年又は前々々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合に例外的に用いる方法であり、中小企業・個人事業主のみが利用可能です。

- 店舗ごとの協力金申請額計算 (平均方式 (年間売上高による申請)) については、通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、別紙4により協力金申請額を計算し提出してください。
- なお、通常の営業時間が午後8時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店又は「非認証店」が、営業時間を午後8時まで (酒類提供なし) とする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、別紙9により協力金申請額を計算し提出してください。
- 前年、前々年又は前々々年の年間売上高や店舗数が確認できる書類を添付してください。
- 上記期間中の休業日 (定休日や不定休による店休日) が確認できるもの

(12) (該当者のみ) 新規開店特例を用いる場合に必要となる書類
【記載例 P. 32、37】

該当者のみ

(注意) 時短要請月 (2月及び3月) を基準に、開店後1年未満の店舗で、参照する前年、前々年又は前々々年の売上実績が無い場合に例外的に用いるものです。

- 店舗ごとの協力金申請額計算 (新規開店特例) については、通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、別紙5と売上高計算シート③により協力金申請額を計算し提出してください。
- なお、通常の営業時間が午後8時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店又は「非認証店」が、営業時間を午後8時まで (酒類提供なし) とする営業時間短縮等の内容を選択した場合は、別紙10と売上高計算シート③により協力金申請額を計算し提出してください。
- 開店から2月13日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- 上記期間中の休業日 (定休日や不定休による店休日) が確認できるもの
- 時短要請月を基準に開店後1年未満である事実が確認できる資料 (開店チラシ、SNS告知、店舗開店時の写真等) の写し

➤ ただし、次の場合には、一部の書類の提出が不要です。

①通常の営業時間が午後9時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店が、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとする営業時間短縮等の内容を選択した場合で、協力金の額が1店舗1日当たり2万5千円の場合

「売上高計算シート③」、「売上帳等の写し」、「休業日が確認できるもの」の提出が不要

②通常の営業時間が午後8時を超えている「かがわ安心飲食店認証制度」の認証店又は「非認証店」が、営業時間を午後8時まで（酒類提供なし）とする営業時間短縮等の内容を選択した場合で、協力金の額が1店舗1日当たり3万円の場合

「売上高計算シート③」、「売上帳等の写し」、「休業日が確認できるもの」の提出が不要

第2次から第9次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。

その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。

**(13) (該当者のみ) 合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書別紙11
を用いる場合【記載例 P. 38】**

該当者のみ

(注意) 事業承継により営業を継続しており、申請者（時短要請月の店舗の事業者）と参照期間の事業者が異なる場合に例外的に用いるものです。

- 合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書別紙11
- 合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
- 法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
- 事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し、法人の営業権譲渡契約書等の写し

(14) (該当者のみ) 罹災特例を用いる場合

該当者のみ

(注意) 前年、前々年又は前々々年において、店舗に震災、風水害、火災等の影響があった場合に、特例として前々々々年の時短要請月（期間）の飲食店売上高を用いる方法です。

- (3) 【A】～【F】の「前年、前々年又は前々々年」を「前々々々年」に読み替えて適用しますので、様式等は(3) 【A】～【F】に記載のものを用いてください。
- 上記以外に、市町が発行する罹災証明書の写しを添付してください。

(15) チェックリスト【記載例 P. 41～42】

共通

- 提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。

5 申請書の審査

- 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- 必要な書類がそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、協力金をお支払いすることができませんのでご注意ください。
- 申請書の審査の結果、協力金の支払い又は支払わないことが決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請書の所在地又は住所あてに送付します。
- 一度支払いを決定した協力金については、計算方法を変更するなどして、後日、金額を修正するなどの再申請を行うことはできません。

6 協力金の支払い

- できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- 協力金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンジュウジジタンキヨウリヨクキン」とする予定です。
なお、協力金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

7 関係書類の保管等

- 協力金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高を証明する書類（例えば、会計伝票やレジの日計表等）を5年間保管し、県から提出等の求めがあったときはこれに応じてください。

添付書類の見本

- 「4 申請に必要な書類（提出書類）」のうち、「(7) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し」の見本は以下のとおりです。

【法人の場合】（県内に主たる事務所を有する法人）

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（青色申告の場合）

	令和 年 月 日 税務署長 様	法人区分	事業種目	青色申告 一連番号	別表一 各事業年度の所得に係る申告書書1内国法人の分3三令二・四・一以後終了事業年度等分
納税地	電話	法人区分	事業種目	整理番号	
フリガナ 法人名		事業種目	同業区分	事業年度(年)	
法人番号		同業区分	同業区分	売上金額	
フリガナ 代表者 氏名(フリガナ)		同業区分	同業区分	申告年月日	
代表者 住所		同業区分	同業区分	申告年月日	
		同業区分	同業区分	申告年月日	
		同業区分	同業区分	申告年月日	
		同業区分	同業区分	申告年月日	
		同業区分	同業区分	申告年月日	

平成・令和 年 月 日	事業年度分の法人税 申告書 課税事業年度分の地方法人税	申告書 申告書	青色申告 通称明細書 提出の有無
令和 年 月 日	(中略)	(中略)	(中略)

	所得金額又は欠損金額 (別表六の1の1)	1		所得税の額 (別表六の1の2の1)	17	
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2		外国税額 (別表六の2の1)	18	
	法人税額の特別控除額 (別表六の1の4)	3		計 (27) + (18)	19	
	差引法人税額 (2) - (3)	4		控除した金額 (3)	20	
	課税士族課税利益金額 (別表三の1の1)	5	0 0 0	控除した金額 (3)	21	
	課税士族課税利益金額 同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	6		土地譲渡税額 (別表三の2の1)	22	0
	課税士族課税利益金額 同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7		同上 (別表三の2の2)	23	0
	課税士族課税利益金額 同上に対する税額 (別表三の1の4)	8	0 0 0	同上 (別表三の2の3)	24	0 0
	課税士族課税利益金額 同上に対する税額 (別表三の1の8)	9		この申告による課税利益 (25)	25	
	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10		中間納付額 (15) - (14)	26	
	役員報酬に基づく過大申告の 差引法人税額	11		欠損金の繰戻しに よる繰引法人税額	27	
	控除税額 (10) - (11) - (12) + (13)	12		計 (15) + (26) + (27)	28	
	差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) + (13)	13	0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 (28) - (10)	29	
	中間申告分の法人税額	14	0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 (29) - (10)	30	0 0
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	15	0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	31	
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	16	0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	32	
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	33		この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	34	
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	34		この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	35	0 0 0
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	35	0 0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	36	
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	36		この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	37	0 0 0
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	37	0 0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	38	
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	38		この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	39	0 0
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	39		この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	40	
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	40		この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	41	0 0
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	41	0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	42	
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	42	0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	43	
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	43	0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)	44	0 0
	課税士族課税利益金額 に対する法人税額 (別表三の1の1)	44	0 0	この申告による課税利益 と法人税額との差額 から減らした法人税額 と中間申告分の法人税額 との合計 (30) + (15)		

課税利益の配当 税務署長 様	令和 年 月 日 税務署長 様
-------------------	--------------------

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（白色申告の場合）

令和 年 月 日 税務署長宛		法人区分 事業種目	白色申告 一連番号
納税地 電話() - ()	法人区分 事業種目	整理番号	事業年度(年)
フリガナ 法人名	同非区分 特別徴収 特別徴収 特別徴収	先上金額	申告年月日
法人番号	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日	申告年月日
フリガナ 代表者 記名押印	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日	申告年月日
代表者 住所	送付書類	申告年月日	申告年月日

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (令制申告の場合) 令和 年 月 日
 送付書類 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

所得金額又は欠損金額 (附表四(48)の(1))	1		所得税の額 (附表六(一)(6)の(3))	17	
法人税額 (33)+(34)+(35)	2		外国税額 (附表六(二)(20))	18	
法人税額の特別控除額 (附表六(一)(4))	3		計 (17)+(18)	19	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (19)	20	
繰上納税の承認等に基づき 繰上納税の特例控除額 繰上納税の特例控除額 繰上納税の特例控除額	5		控除しきれなかった金額 (19)-(20)	21	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	6	000	土地譲渡税額 (附表三(二)(27))	22	0
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7		同上 (附表三(二)(27))	23	0
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	8	000	同上 (附表三(三)(23))	24	00
同上に対する税額 (附表三(一)(7.8))	9		この申告による控除額 (24)	25	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10		中間納付額 (10)-(14)	26	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	11		欠損金の繰戻しに よる差引請求税額 (26)	27	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	12		計 (25)+(26)+(27)	28	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	13		この申告による控除額 を繰上納税額と して繰上納税額 から控除する (28)	29	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	14	00	この申告による控除額 を繰上納税額と して繰上納税額 から控除する (29)	30	00
中間申告分の法人税額	15	00	次徴上又は先徴上金額の 中間申告額 (附表三(一)(14))	31	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	16	00	中間申告額 (附表三(一)(14))	32	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	33		この申告による控除額 (40)-(42)	45	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	34		この申告による控除額 に対する法人税額 (45)	46	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	35	000	この申告による控除額 に対する法人税額 (46)	47	
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	36		この申告による控除額 に対する法人税額 (47)	48	000
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	37		この申告による控除額 に対する法人税額 (48)	49	00
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	38		繰上納税の特例控除額 (49)		
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	39		繰上納税の特例控除額 (49)		
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	40		繰上納税の特例控除額 (49)		
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	41		繰上納税の特例控除額 (49)		
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	42	00	繰上納税の特例控除額 (49)		
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	43	00	繰上納税の特例控除額 (49)		
繰上納税の特例控除額 (附表三(一)(14))	44	00	繰上納税の特例控除額 (49)		

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分) 令二・四・一 以後終了事業年度等分

税理士
署名押印

「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」

法人事業概況説明書

FB1006

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人毎の得意先と一括送付して提出してください。
 2社、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、両方の簿籍に別途記載の上、送付願います。

○C記入方用 この用紙は機械で読み取ります。折つたり汚したりしないでください。

「この用紙は正しい書き方を守ってください」

法人番号	事業年度	自令組	至令組	税務署	処理欄
法人名	電話	本社ホームページの有無	有	(日経ホームページアドレス)	
1 事業内容	(1) 支店・店舗数	(2) 国内子会社の数	子会社の数		
	(1) 取引先数	(2) 有	有		
4 期末従業員等の状況	(1) 常勤役員	(2) 役員	(3) 役員	(4) 役員	(5) 役員
	(1) 期末従業員数	(2) 役員	(3) 役員	(4) 役員	(5) 役員

「10」主要科目（代表者に対する報酬等の金額）の各欄は、千円単位で記載してください。

10 主要科目	売上(収入)原価	売上(収入)粗利益	売上(収入)総利益
	役員報酬	従業員給料	交際費
	減価償却費	地代家賃	営業利益
	特別利益		

12 事業内容の特異性	13 主要設備等の状況
14 決算日別の状況	16 税理士の関係状況
15 帳簿簿類の備付状況	17 加入組合等の状況
18 月別の売上・販売等	19 当期の営業

【法人の場合】(県外に主たる事務所を有する法人)

香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」

受付印		令和 年 月 日	法人番号	この申告書の提出の目的	申告書の日
所存期 H29年10月1日現在	(電報)	事業種目			開業・廃業の届出又は開業・廃業の届出による
H29年10月1日現在 法人名	前年度末の資本金の額又は前年度末の純資産の額				法人の種別
H29年10月1日現在 代表者氏名	前年度末の資本金の額及び前年度末の純資産の額の合計額				法人の種別
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は通算事業年度分の申告書					
事業税	摘要	課税標準	税率	税額	(従価額課税等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
	所得金額総額(①)又は①+②	所得金額	0.00%	0.00	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
	年450万円以下の金額		0.00%	0.00	履行法人税額等の控除額
	年400万円を超え年800万円以下の金額		0.00%	0.00	退職年金等積立金に係る法人税額
	年800万円を超える金額		0.00%	0.00	経費引当金(①+②+③+④)
	計 ①+②+③		0.00%	0.00	①+②+③+④+⑤
	総課税不適用法人の金額		0.00%	0.00	①+②+③+④+⑤+⑥
	付加価値額総額				法人税額(①又は②)
	付加価値額		0.00%	0.00	この申告書の特定寄附金控除額
	資本額				経緯の異なる2種類の課税標準(①)の課税標準
	資本金等の額		0.00%	0.00	外国の法人税等の額の控除額
	収入額				物産販売に基づく法人税額等の控除額
	収入金額		0.00%	0.00	並引法人税額(①-①-②)
	合計事業税額 ①+②+③+④又は①+②+③+④		0.00%	0.00	既に納付の確定した当期分の法人税額
事業税の引当金(①)				引当金の発生に係る法人税額の控除額	
引当金		0.00%	0.00	この申告により納付すべき法人税額 ①-②	
引当金の戻付(①)				特定課税における事業税等の発生した日数	
引当金の戻付		0.00%	0.00	均 円× $\frac{\text{日数}}{\text{月}}$	
引当金の戻付		0.00%	0.00	既に納付の確定した当期分の均等税額	
引当金の戻付		0.00%	0.00	この申告により納付すべき均等税額 ①-②	
合計事業税額		0.00%	0.00	この申告により納付すべき均等税額 ①-②	
引当金の戻付				均等税額(①-②)	
引当金の戻付		0.00%	0.00	②のうち見込納付額	
引当金の戻付		0.00%	0.00	差 引 ①-②	
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額(③+④)		0.00%	0.00	特別法人的課税標準額	
特別法人的課税標準額				同じに対する税額 ②>③	
特別法人的課税標準額		0.00%	0.00	出町村分の課税標準額	
特別法人的課税標準額		0.00%	0.00	同じに対する税額 ②>③	
特別法人的課税標準額		0.00%	0.00	中間納付額	
特別法人的課税標準額				交付を受けようとする金額(④)及び支払方法(⑤)	
特別法人的課税標準額				法人税の課税標準(資本金等の額)又は並引資本金等の額	
特別法人的課税標準額				法人税の課税標準(資本金等の額)又は並引資本金等の額	
特別法人的課税標準額				決算確定の日	
特別法人的課税標準額				解散の日	
特別法人的課税標準額				後継事業の継承の登記又は引継しの日	
特別法人的課税標準額				申告書の提出の場所(県庁)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無	
特別法人的課税標準額				法人税の申告書の種類 青色・その他	
特別法人的課税標準額				この申告書の提出の場合の計算期間	
特別法人的課税標準額				営業の中途申告の要否 有・否 国外関連者の有無 有・無	

【個人事業主の場合】

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」

（注意）マイナンバー（個人番号）の部分全てを黒塗りしてください

令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B		FA2200	
住所	個人番号	フリガナ	氏名
〒			
〒			
〒			
収入金額等		税金の計算	
事業等	収入金額	課税される所得金額	30
農業		(注一)又は(注二)上の50に対する税額	31
不動産		又は(注三)の2	
配当		配当控除	32
結与			
公的年金等			
業務			
その他			
総合課税			
短期			
長期			
一時			
所得金額等		税金の計算	
事業等		課税される所得金額	33
農業		(注一)又は(注二)上の50に対する税額	34
不動産		又は(注三)の2	
配当		配当控除	35
結与			
公的年金等			
業務			
その他			
①から⑩までの計			
総合課税・一時			
⑪から⑬までの計			
合計			
所得から差し引かれる金額		その他	
社会保険料控除		公的年金等以外の合計所得金額	36
小規模企業共済等掛金控除		配当者の合計所得金額	37
生命保険料控除		専従者給与控除等の合計額	38
地震保険料控除		青色申告特別控除額	39
雑損・NII控除		譲渡所得・一時所得等の源泉徴収控除の合計額	40
勤労学生・障害者控除		未納付の源泉徴収控除額	41
配偶者控除		本年分で差し引く繰越控除額	42
扶養控除		平均課税対象金額	43
基礎控除		実効税率所得金額	44
①から⑩までの計		申告期限までに納付する金額	45
雑損控除		延納届出額	46
医療費控除			
寄附金控除			
合計			

第一表 (令和二年分以降)

※1～※9は延滞金の記入をお忘れなく

「所得税青色申告決算書（1頁）」（青色申告の場合）

1 A 3 0 0

令和 [] 年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、裏のボールペンで書いてください。

会社名	法人番号	税務上の名称	税務上の住所
代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役

令和 [] 年 [] 月 [] 日 至 令和 [] 年 [] 月 [] 日

科目	金額	科目	金額	科目	金額
売上（収入金額）		売上税金等		貸倒引当金	
売上戻り		売上戻り税金等		貸倒戻り	
売上戻り戻り		売上戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り	
売上戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り税金等		貸倒戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	

「収支内訳書（1頁）」（白色申告の場合）

1 A 7 0 0

令和 [] 年分収支内訳書（一般用）

この収支内訳書は機械で読み取りますので、裏のボールペンで書いてください。

会社名	法人番号	税務上の名称	税務上の住所
代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役

令和 [] 年 [] 月 [] 日 至 令和 [] 年 [] 月 [] 日

科目	金額	科目	金額	科目	金額
売上（収入金額）		給与支払		役員報酬	
売上戻り		給与支払戻り		役員報酬戻り	
売上戻り戻り		給与支払戻り戻り		役員報酬戻り戻り	
売上戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	
売上戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		給与支払戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り		役員報酬戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り戻り	

" >/ •] ' >&" >3² 6ö€>

>&d> Š5 | » • 0°3U



" >& #æ3 (>'
w Ü\$ •

"
w Ü\$ •

f i £ l ÿ • • £ O" UOA
E ° < Ó t è r Ñ Û < " ç &
ò t f i • a ' r Û i »
© ž • u

#æ3¥ ç ô >2° >2 v >/ ¥

" >0 ? } " >7 b : U b b Š5 † w) % í [M	<input checked="" type="checkbox"/> ù ⊗ £ l ÿ ø	ù ± £ l ÿ ø
<input checked="" type="checkbox"/> ù - £ l ÿ ø	<input checked="" type="checkbox"/> ù - £ l ÿ ø	<input checked="" type="checkbox"/> ù ² £ l ÿ ø
<input checked="" type="checkbox"/> ù - £ l ÿ ø	<input checked="" type="checkbox"/> ù ° £ l ÿ ø	<input checked="" type="checkbox"/> ù ³ £ l ÿ ø
<input checked="" type="checkbox"/> " >& © † - v 8 (>' w Ü\$ •	ù £ l ÿ ç : ú r ê - Ó ø £ . - Å Ú • ç « C D ~ " Ó b ì £ . Å Å Ú Ö š - • Ô p , ü • a ' r Û Ä š t - Å Å • - 7 0 B È . " ÷ Ò ¨ • ' i - • Ô Ö Ä * í Û • j » ~ © ž • u	

96] %4%± Š

%\$

96] %4 ì 6ë%)° Š5 " -)%0()X" >3² b0d _ | ~ W0° b \ > ~ #æ3 K r M

ê • • 4 %f

ê • : ; #E • £ Ö " ' i » #F	¥' • &ó	Ñ à â ç " Ô™f Ñ • Ñ à â £	"	§	÷	Ã 7 Š E 7 Ä	WÅ	7 " ¼		
		* i	h h h` , h § h h							
		¥' ø	ë ÷ í ì ä ÷ # + + x ß H h h							
		Ê • ° ø	Ê Ö ø « H Ê			* i	ë ì / ÿ - æ			
		: ç	-			Ê • ^ ø	÷ } ¹			
		Ô ¼ ... C à	-			{ œÿ	ì			
		" Ô ..."	ç • £ Ö" Û y ° Ê Û ° ~ © ž • £ é â ... 7 • Ä ç Æ ó Ž'							£
		¥' * í ç £								
		* i	ë ì / ó			~ •	a ² ± § h h h § h h h h			
		~ • ^ ø	÷ v			S Å * í				
~ •	! 8 + â , ù							h h h ° h h h h h h h h		
> ' ™... • & ó	• & ó	ð Ñ ç Ê • • / ! ð Ñ £	"	§		Ã 7 Š E 7 Ä		7 " ¼		
		* i						0	î " í " Â "	
		^ ø						%o	0 %o	
		S Å * í	§					§		
		! 8 + â , ù								

